

日本－米国研究交流 公募要領

I 概要

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)では、米国国立科学財団(NSF)と協力し、日本と米国の研究者間での国際共同研究への発展を目指す研究交流を支援することとなりました。今回、レジリエンス分野において、「SDGs や仙台防災枠組の優先行動に即し、人間中心のデータを活用したレジリエンス研究」に関する課題の提案を以下のとおり募集いたします。

1. 募集分野と米国側研究チーム

(1) 募集分野

本プログラムは、米国 NSF のプログラムで支援されている、または今後支援される、海外研究機関所属の研究者および研究チームと共同研究を行うことを合意した日本側研究者および研究チームを支援します。

本領域は広範であるため、今回は「持続可能な開発目標(SDGs)」及び「仙台防災枠組」の中の優先行動で明示されている「防災投資」と「より良い復興(Build Back Better)」に焦点を当てた研究を公募の対象とします。「防災投資」は災害からのレジリエンスを考える上で、データによるエビデンスをベースにして、どのように国や地域社会が社会投資を進めるかに着目した研究です。「より良い復興(Build Back Better)」は不幸にして災害に遭ってしまった後で、より良い、より安全な社会への復興をどう実現していくかを考える研究です。

(2) 米国側研究チームの研究費

米国側の研究チームの経費は、米国 NSF からの支援により確保していることを前提とします。当機構は、日本側の研究者および研究チームに対して、研究費の支援を行います。

2. 応募資格

(1) 応募資格

応募する日本側研究者は、日本国内の大学、研究機関、企業等に所属していることが必要です。また下記(i)(ii)の何れかに該当する米国研究者と、共同研究あるいは共同調査に関し、基本的な合意ができていることが必要です。

- (i) 米国 NSF のプログラムで既に支援を受けており、研究を計画している。
- (ii) 上記(i)のプログラムに申請済みで、2021年10月末までに採択結果が判明するもの。

(2) 提案にあたっての注意事項

- ・日本側の研究者は、米国 NSF の研究資金配分機関のプログラムで支援を受けた、または申請中の研究者と応募前にコンタクトし、国際共同研究の実施の意思を確認した上で応募し

てください。

- ・米国側研究者が、米国 NSF から研究の実施に係る支援を受けていない場合、または提案が不採択となった場合は、その応募は選考の対象になりませんので、ご注意ください。

3. 募集締切

令和3年9月27日(月)12:00

4. 採択予定件数

5件程度

5. スケジュール

| | |
|-----------|-----------|
| 2021年7月下旬 | 公募開始 |
| 2021年9月下旬 | 公募締切 |
| 2021年10月 | 資格審査、国内審査 |
| 2022年1月 | 採択 |
| 2022年2月 | 研究開始(予定) |

II プログラムの内容

1. 予算規模

1課題当たりの予算は1,000万円(直接経費の30%にあたる間接経費を含む)とします。

2. 期間

研究開始から令和4年度末まで(予定)とします。

3. 支出費目

(1) 研究費(直接経費)

研究費(直接経費)とは、日本側研究機関の研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費:新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅費:研究代表者・研究計画書記載の研究参加者等の旅費。
- c. 人件費・謝金:研究代表者を除く人件費・謝金
- d. その他:研究成果発表費用(論文投稿料等)、機器リース費用、運搬費等

(2) 間接経費

当該委託研究の実施に伴う研究機関の管理などに必要な経費として、研究費(直接経費)の30%の間接経費を計上してください。

III 申請書類の作成・提出

1. 申請書類の様式

- 申請様式に従い、作成してください。申請様式に含まれる「日本側研究機関の長による確認書」には、機関の長の押印が必要です。大学の場合は総長等であり、学部長や学科長ではありませんのでご注意ください。
- 共同研究の実施について、米国側研究者と合意していることを示す書類(LOI (Letter of Intent)等)をあわせて提出してください。

2. 申請書類の提出

日本側研究者は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて応募してください。

府省共通研究開発管理システム(<https://www.e-rad.go.jp/index.html>)

公募名:SDGs や仙台防災枠組の優先行動に即し、人間中心のデータを活用したレジリエンス研究

IV 提案内容の採択

1. 採択手順

当機構が提案を受理した後、提案の審査を行い、採否を決定する予定です。

2. 審査に当たっての主な基準

審査は、主に下記の項目について行います。

- 事業の趣旨及び対象研究領域への適合性
- 研究代表者の適格性及び現在の研究活動
- 研究の有効性及び相乗効果
- 研究計画の妥当性
- 交流の有効性及び継続性
- 交流計画の妥当性

V 留意事項

公募要領および公募要領別紙(日本側応募者への応募にあたっての注意事項)のうち、とくにご留意いただきたい事項は以下のとおりです。

1. 研究機関の責務

(1) JST と委託研究契約を締結する研究機関(研究代表機関、共同研究機関)は、JST の定める契約書に従って研究契約を締結する必要があります。また、研究により生じた特許等の知的財産権は、

委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。(第 3 章 3.2 委託研究契約)

(2) 研究機関が国又は地方公共団体である場合(省の施設等機関含む。国立大学法人等の法人格を有する機関は非該当)、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。申請前に所属機関に確認のうえ、事前に JST までご連絡ください。(第 3 章 3.4 研究機関等の責務)

(3) 研究機関間の契約として、日本と相手国の研究機関は本国際共同研究により生じる知的財産権の取扱い、秘密情報の取扱い、成果の公表及び損害が生じた場合の取扱いなどについて定める共同研究契約(以下「共同研究契約書」という。)を締結してください。共同研究契約は原則、本研究開始後 6 ヶ月以内に契約を締結するものとし、その写しを JST へ提出してください。

本プログラムは国際共同研究となりますので、本プログラムで支援する研究の適切な実施やその研究から生じる成果の活用等に支障が生じないよう、秘密保持や知的財産の取扱いなどについて、日本側の研究機関が当機構との契約等に反しない範囲で相手国側機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じて頂きます。

2. 研究代表者の責務

日本側研究代表者は、研究倫理に関する教育プログラムを修了している必要があります。修了していることが確認できない場合は、要件不備となりますのでご注意ください。(第 4 章 4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について)

VI 問い合せ先

国立研究開発法人科学技術振興機構

国際部 事業実施グループ 豊福、白石、ルデンスタム

E-mail: jointus@jst.go.jp

お問い合わせは原則メールにてお願ひいたします。

また、ホームページで最新情報のご確認をお願ひいたします。

https://www.jst.go.jp/inter/program/announce/announce_us_NSF2021.html